（写）

平成２８年１０月６日

秦野市長　古　谷　義　幸　様

秦野市下水道審議会
会長　茂　庭　竹　生

経営戦略の策定及び下水道使用料のあり方について（答申）

平成２８年８月１８日付けＦ№.９・２・０（甲）において、当審議会に諮問のありました「経営戦略の策定及び下水道使用料のあり方について」、別紙のとおり答申します。

当審議会の答申を十分に尊重され、将来にわたり良質で安定したサービスを提供できるよう経営基盤の強化に努められることを要望します。

秦野市 上下水道局 受 28.10.-6 収 分 保存 年 類

答　申　書

1　はじめに

本市の公共下水道事業は、昭和４９年に都市計画決定してから、約４０年をかけて市街化区域を中心に進めてきた汚水の整備が平成２７年度におおむね完了し、建設から維持管理、更新の時代へと移行していく途上にあります。

その間、平成２２年度には、今後の人口減少などの社会経済状況の変化を見通し、秦野市公共下水道全体計画を見直すとともに、今後の整備方針や持続可能な事業運営のために、秦野市下水道中期ビジョンを策定しました。

また、平成２８年度には、地方公営企業法を全部適用し、保有する資産や負債など、経営状況を明確にするとともに、水道局との組織統合によりサービスの質の向上や事業の効率化を図り、経営基盤を強化してきました。

さらに、料金等徴収業務包括委託業務による未収金の減少や下水道使用料改定による基準外繰入金の解消などの歳入確保に取り組み、平成２８年度からはＢ－ＤＡＳＨ事業の活用により、施設更新や維持管理の費用の大幅な削減を図るなど、健全経営に向けた取組みを着実に実施しています。

そうした中、国では、戦後、急速に普及した公共下水道が更新を迎える時期を捉え、独立採算を原則とする公営企業として、健全経営に向けた経営基盤の強化を図っていくため、各地方自治体に対して、これまで任意とされてきた地方公営企業法の適用を要請するとともに、「経営戦略」の策定を求めています。

一方、人口減少や節水型社会の伸展によって、下水道使用料の増収が見込めないなど、公共下水道事業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。本市では、平成２８年度に特別会計を企業会計に移行しましたが、施設の適正な更新を始めとする建設費用の財源に余裕のない厳しい予算を組まざるを得ない状況にあります。

こうした本市の状況を踏まえ、市民生活に不可欠なライフラインである公共下水道事業は、安定的に事業を経営し、将来にわたり良質なサービスを提供していくために、これまで以上に効果的、効率的に事業を実施していくとともに、自立した経営基盤を確立し、中長期的な視点に立った計画的な経営を行う必要があります。

２　審議の経過

当審議会は、市長から諮問がありました「経営戦略の策定及び下水道使用料のあり方」について、４回にわたり会議を開催し、執行部の考え方などについて説明を求め、提出された資料を参考に、慎重に審議を重ねてきました。

開　催　日	内　　　容
平成２８年 ７月２８日（木）	・前回の下水道使用料改定の検証について ・公共下水道事業の経営状況について ・今後の下水道事業について 　経営戦略について 　Ｂ－ＤＡＳＨ事業について
８月１８日（木）	・経営戦略の策定及び下水道使用料のあり方について（諮問） ・下水道審議会傍聴基準について ・公共下水道事業建設（投資）計画について ・汚水量推計について ・公共下水道事業財政推計及び中長期財政需要見通しについて ・経営戦略の基本事項及び公共下水道事業財政計画（案）の考え方について
９月８日（木）	・経営戦略の基本事項等の検討について 　経営戦略の基本事項（案）について 　公共下水道事業財政計画（案）について 　下水道使用料の改定（案）について ・水洗化普及について
９月２１日（水）	・答申の骨子について

３　課題

企業会計化によって明らかとなった本市の公共下水道事業の実態を踏まえ、現在の経営状況や水洗化普及などについて検証し、持続的な健全経営を行っていくための課題について、整理しました。

(1)　人口減少や節水型機器の普及が一層進むことが予測されるため、長寿命化や更新を含めた施設の適正な維持管理や新たな建設（投資）を行っていくには、事業の安定的な経営基盤の確立が不可欠です。

(2)　これまで建設を中心に事業を実施してきたため、企業債残高が非常に高い水準となっていますが、今後到来する施設の大量更新を見据え、企業債の借入れを極力抑えて、企業債残高（負債）を減らす必要があります。

(3)　ライフラインである公共下水道事業は、災害時にあっても、一定のサービスを維持できるよう、施設の復旧に備えた財源を確保する必要があります。

(4)　維持管理の時期を迎え、新規整備による水洗化人口の大幅な増加がなくなる中で、安定的に下水道使用料収入を確保するためには、公共下水道への接続の普及促進が不可欠です。

４　経営戦略の策定

安定的な経営基盤を確立するため、今後の財政推計及び財政需要見通しを踏まえ、経営戦略の基本事項について、まとめました。

(1)　建設（投資）計画と財政計画について

ア　建設（投資）計画と財政計画の期間は、秦野市総合計画後期基本計画と連動できるよう、平成２８年度から３７年度までの１０年間とすることが妥当であると考えます。

イ　下水道使用料の算定期間は、下水道使用料の見直しを３年から５年ごとに行うこととしてきたこれまでの経緯を踏まえ、平成２９年度から３２年度までの４年間とすることが妥当であると考えます。

(2)　経営戦略の基本事項について

ア　補填財源残高

補填財源残高は、災害などにより下水道使用料収入が見込めない場合においても、汚水の元利償還金が支出できるよう目標額を設定することが望ましいと考えます。

経営戦略の期間内である平成３３年度から３７年度までの元利償還金の平均が約１９億７，０００万円であることから、２０億円を目標額とすることが妥当であると考えます。

なお､今回の下水道使用料算定期間である平成３２年度末においては、企業会計に移行して間がなく急激な市民負担を避けるべきであり、目標額を平成３７年度末の半分の１０億円とすることが妥当であると考えます。

イ　投資と借入れ

財政計画期間である平成２８年度から３７年度までは、施設の大量更新により大きな財政需要が見込まれる前であることから、経営基盤を強化する期間として位置付けるべきであると考えます。次の世代に公共下水道事業を確実に引き継ぐために、企業の持続的な健全経営を行えるよう、企業債の借入れを極力抑え、企業債残高を平成３２年度までに類似団体と同水準にするとともに、計画期間内での取組みを継続するべきと考えます。

長寿命化や更新など、施設を適正に管理していくために必要な建設（投資）は縮小することなく行うこととしますが、この財政計画期間の借入れについては、平成４０年度以降の財政需要への対応と企業債残高削減とのバランスを考慮し、原則として、汚水の企業債借入額の上限を５億円とするべきであると考えます。

ウ　基金の設置

大規模災害に備え、基金を設置するべきと考えます。災害時の復旧費については、規模などにより、必要な金額が異なりますが、東日本大震災時の１件当たりの災害査定額の平均が約２億８千万円であったことから、平成３７年度までに３億円の基金を設置することが妥当であると考えます。

5　下水道使用料のあり方

平成２５年度の下水道使用料改定の結果を踏まえ、現行の下水道使用料体系について検証し、経営戦略の基本事項の達成に向けた下水道使用料のあり方について、まとめました。

(1)　下水道使用料体系について

平成２５年度の下水道使用料改定において、節水型社会の伸展に伴う水使用量の減少に対応するため、水量区分を１段階ずつ引き上げるとともに、低使用者の負担軽減を図るため、基本水量と基本料金を引き下げました。

この改定の結果として、目的としていた使用者間の負担の適正化が図られるとともに、一般会計からの基準外繰入金を解消できています。

また、現在のところ、基本料金対象経費が基本料金収入によっておおむね賄われていることからも、現行の排水量区分などの下水道使用料体系は適正であると考えます。

(2)　水洗化普及促進について

これまでは、戸別訪問や休日訪問を実施してきたことで、汚水の面整備により処理人口が増えながらも、未水洗化人口を微増に留め、水洗化率を横ばいに保っています。

平成２７年度に汚水の市街化区域での整備をほぼ完了したことから、今後の汚水整備は、公共などの目的のための市街化調整区域とこれまで市街化区域で整備困難であった一部の区域に減少することから、新規整備による水洗化人口の大幅な増加を見込むことができません。一方で、人口減少による水洗化人口の減少も見込まれる状況にあることからも、今後は、水洗化率を向上させ、安定的に下水道使用料収入を確保できる環境を整える必要があります。

前回の下水道使用料改定以降、市は水洗化率向上のための努力をしていますが成果が表れていない現状があります。市では、水洗化率向上のため、平成２９年度からの新たな料金等徴収業務包括委託業務に水洗化普及業務を含めて訪問頻度を増やすとともに、効果的な普及施策に取り組むとのことです。そのため、今回の下水道使用料算定期間における水洗化率の設定を総合計画後期基本計画の目標である９４．８パーセントとすることについては妥当であると考えます。

(3)　下水道使用料の見直しについて

本市の公共下水道事業は、平成２５年度に下水道使用料を引き上げ、３年間が経過しました。平成２８年度の企業会計への移行により、経営状況がより明確に把握できるようになった結果、平成２８年度予算においては赤字とはならないものの、想定される純利益が約３，４００万円と厳しい経営状況となっています。財政計画に沿って事業を進めるには、安定した経営基盤の確立が必要であり、下水道使用料の見直しが必要と考えます。

ア　見直しの方法

平成２５年度の下水道使用料改定により、各排水量区分の負担の適正化が図られていることを踏まえ、今回の見直しの目的を経営基盤の強化としていることから、全排水量区分に公平な負担を求めることが望ましいと考えます。

しかし、消費税率の引き上げが見送られるなど、経済状況が依然として厳しい中、市民に求める負担は必要最小限とし、かつ急激な負担増とならないよう今回の見直しについては平均５パーセントを上限とする引

き上げが妥当であると考えます。

イ　見直しの時期

公共下水道事業の経営状況や建設（投資）計画を踏まえ、平成２９年４月からの見直しが望ましいと考えます。

ウ　見直し案

（単位：円）

区　分	排　水　量	現行	見直し案
基本使用料	4 ㎥以下	350	365
第 1 水量区分	5 ㎥～8 ㎥	105	110
第 2 水量区分	9 ㎥～20 ㎥	115	120
第 3 水量区分	21 ㎥～30 ㎥	150	160
第 4 水量区分	31 ㎥～50 ㎥	200	210
第 5 水量区分	51 ㎥～75 ㎥	240	255
第 6 水量区分	76 ㎥～100 ㎥	245	260
第 7 水量区分	101 ㎥～500 ㎥	255	270
第 8 水量区分	501 ㎥～3,000 ㎥	265	280
第 9 水量区分	3,001 ㎥～	275	290

（一般汚水：１か月当たり税抜き額）

６　附帯意見

本市の公共下水道事業が、持続的な健全経営に向けて、様々な取組みに着手されてきたことは、当審議会としても評価しています。

今後、公共下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、将来にわたり良質で安定したサービスを提供するために、経営戦略を策定し、主たる財源である下水道使用料を見直す必要性は理解するものです。

しかしながら、下水道使用料を見直して経営基盤を強化することは、他方で、使用者の負担を増加させることとなりますので、執行部におかれましては、引き続き慎重に検討及び判断されるよう、当審議会における主な指摘などを附帯意見として申し添えます。

(1)　使用者の理解を得るための努力

使用者に負担の増加を求める下水道使用料の見直しに当たっては、企業会計の仕組みや公営企業としての事業運営のあり方などを含めて、見直し

の目的や内容について、説明する必要があります。

企業会計化によって、これまでの特別会計とは、制度や考え方が大きく変わり、複雑さや専門性が増しているため、説明の方法などについて十分に検討され、使用者の理解を得られるよう、使用者の視点に立った説明を行う必要があると考えます。

(2)　経営実績や経験を踏まえた経営戦略の見直し

今回の経営戦略は、公営企業としての経営実績や経験の蓄積がない中での策定となります。また、国庫補助金などの制度の動向や平成３３年度以降の建設（投資）事業の計画など、変動要素も多くあると考えます。

そのため、策定から一定期間が経過した後に、今回の下水道使用料算定期間である平成３２年度までに蓄積した経営実績や変動要素となっている事項の進捗などを踏まえたうえで、経営戦略の基本事項及び財政計画を見直す必要があると考えます。また、災害時に対応するための基金を３億円としましたが、今後この額で十分なのかどうか更なる検討が必要と考えます。

(3)　負担の公平性を踏まえた収入の確保

公共下水道区域内の住民間における負担の公平性及び財政計画で予定する収入確保の点から、公共下水道への未接続世帯に対する水洗化普及の取組みについては、更なる市の努力が必要であり、予定している取組みの確実な実施はもとより、あらゆる努力を行い、安定した下水道使用料収入の確保に努められることを強く要望します。

(4)　効果的、効率的な事業の実施

本市は、単独公共下水道が中心であるため、県内他市と比較して、下水道使用料の水準が高いことはやむを得ないことです。そうした中、下水汚泥の脱水、乾燥において、Ｂ－ＤＡＳＨ事業を活用し、コストの削減や再生エネルギーを有効活用するなど、健全経営に向けた努力を進めることは評価します。

持続的な健全経営に向けて、下水道使用料の見直しにより市民への負担を求めるだけでなく、引き続き、支出の削減や組織体制の強化など、公営企業として効果的､効率的な事業運営への努力を図られるよう要望します。